

田野町地域福祉計画

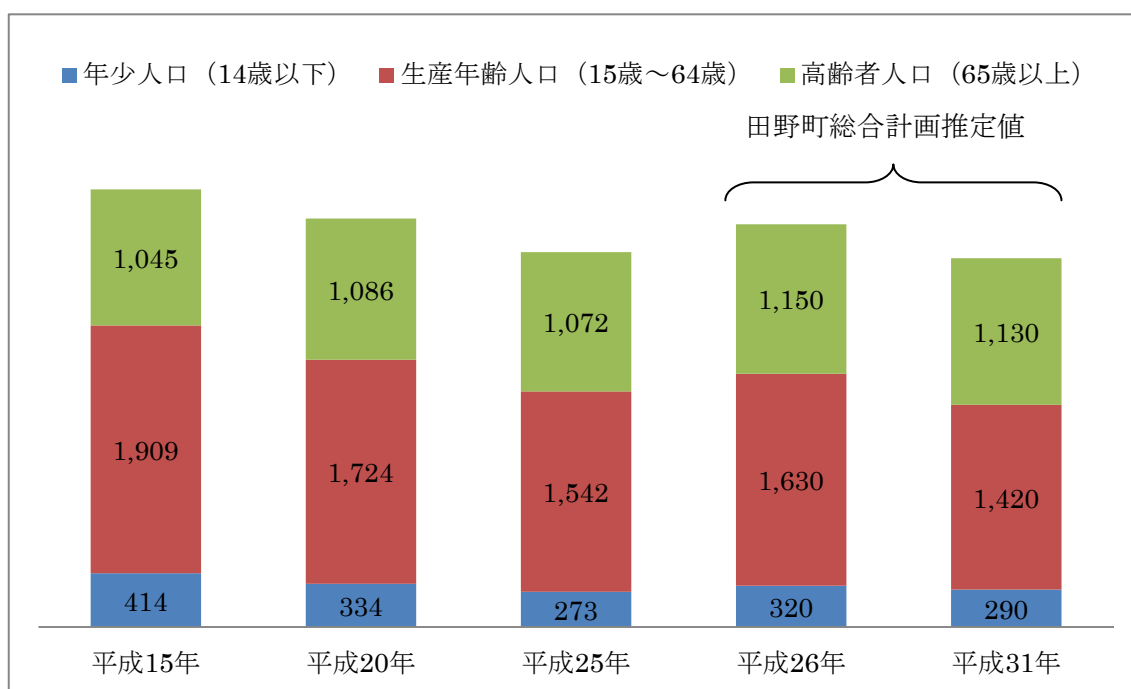
- ・ 地域福祉活動計画

平成 26 年 3 月

第1章 地域福祉計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

本町の平成25年12月末の総人口は2,887人、65歳以上高齢者は1,072人（高齢化率37.13%）であり、住民の3人に1人は高齢者という状況となっています。これは、平成22年の田野町総合計画策定時の人口推計（コーホートセンサス変化率法）を上回るペースで人口の減少及び少子高齢化が進行している状況となっています。



また、少子高齢化の問題だけでなく、障害のある人の社会参加への支援、核家族や両親共働き世帯の増加による子育ての問題、若者等のひきこもりといった課題は多様化しており、家族だけの解決や行政・社会福祉協議会による現状の福祉施策だけでは、このように複雑・多様化する福祉ニーズに対応できなくなっています。

福祉の問題は、子育てや介護などいつか自分や家族が向き合うことが予測されるもので、決して他人事ではないものと言えます。行政・社会福祉協議会だけでなく地域でもこの福祉ニーズへの対応に取り組み、地域での助け合いの仕組みや地域と専門機関とのネットワークができていくことにより、もっと安心してその人らしく暮らせる町になります。

平成22年に策定した総合計画でも「人にやさしい健康・福祉の町」、「ともに築く協働の町」という基本目標を掲げており、この地域福祉計画が、福祉分野だけでなく町全体の活性化と住民の幸せにつながり「人と自然と暮らしが輝く生活交

流拠点・田野」となるようこの計画を定めるものです。

2. 計画の位置づけ

本計画は社会福祉法第 107 条※に基づき作成するものです。また、平成 22 年に策定した田野町総合計画の理念に基づくとともに、地域福祉を推進するための関連計画と整合性を図りながら、地域福祉の理念を定めるものです。

◇地域福祉とは

すべての住民が安心して生活できるよう、生活上の様々な課題を行政や個人だけでなく、地域の住民や福祉関係者みんなで一緒に解決法を考え、課題を解決するために助け合い、協力しながら、安全で住みやすくその人らしい自立した生活が送られるまちをつくる取り組みです。

◇地域福祉計画、地域福祉活動計画とは

地域福祉計画とは、この「地域福祉」を推進するため、田野町における福祉サービスの適切な利用に関することや、地域福祉に関する活動への住民参加の促進を盛り込みながら、町が策定する計画です。

そして、地域福祉活動計画とは、町が策定した地域福祉計画と連携・協働し、田野町社会福祉協議会が地域住民及び福祉・保健等の関係団体、ボランティア、当事者など、地域福祉推進に主体的に関わる方々と連携しながら実践していくための具体的な活動計画です。

田野町では、町と社会福祉協議会が地域福祉を連携して推進し、実践していくため、地域福祉計画及び地域福祉活動計画を一体的に策定します。

(※) 社会福祉法（抜粋）

(市町村地域福祉計画)

第七十七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(1) 田野町総合計画との関係

本計画は、田野町総合計画の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項を

定めた計画です。

田野町総合計画の基本構想では、「人にやさしい健康・福祉の町」を基本目標の一つに掲げており、住民、地域、行政が連携した地域福祉活動をより一層進めることにより、人にやさしいまちづくりに取り組むこととしています。

(2) その他の福祉関係計画との関係

田野町における福祉関係計画には次世代育成支援行動計画、特定健康診査等実施計画などがあります。また、中芸広域連合で策定している健康増進計画や高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画についても関係する計画となっています。

本計画は、保健福祉分野を統括する計画として、これらの計画と連携し、整合性を図るとともに、地域福祉の推進に関する取組が地域においてより効率的に展開されるよう、基本方針と施策展開の方向性を明確にするものです。

本計画とその他の計画の関連図



3. 計画期間

計画期間は、平成 26 年度から平成 30 年度の 5 年間とし、平成 30 年度に見直しを行います。

4. 計画の評価・検証

本計画の推進に当たっては、行政、社会福祉協議会や住民団体を含めた関係機関とも連携を図りながら、毎年度、現行計画の進捗状況の確認を行い、評価・検証することによって効果的な取組みに努めます。

5. 田野町の現状

本町は、東西約 2 km、南北約 3 km、総面積 6.56 ㊦の四国で一番小さい田園の町です。気候は温暖で、ほとんど降雪を見ることがなく、澄んだ空気と緑の環境に恵まれています。町の中央を国道 55 号線が東西に走り、国道沿いと国道に並走する海岸沿いの旧国道を中心に市街地が形成されています。



地域の状況は、現在 8 カ所の集会所等で住民主体のサロン活動が行われています。また子どもから高齢者まで、みんなが集い活動する場として平成 15 年に設立されたなかよし交流館では、平成 24 年度から NPO 法人 Slow Age が施設管理者となり、介護予防事業や障害者の相談支援、乳幼児の一時預かり、デイサービスなど、住民ニーズに合った生活支援に取り組んでいます。老人クラブも小学校や中学校との交流、花いっぱい運動、忠魂墓地の清掃等のボランティア活動を行っています。

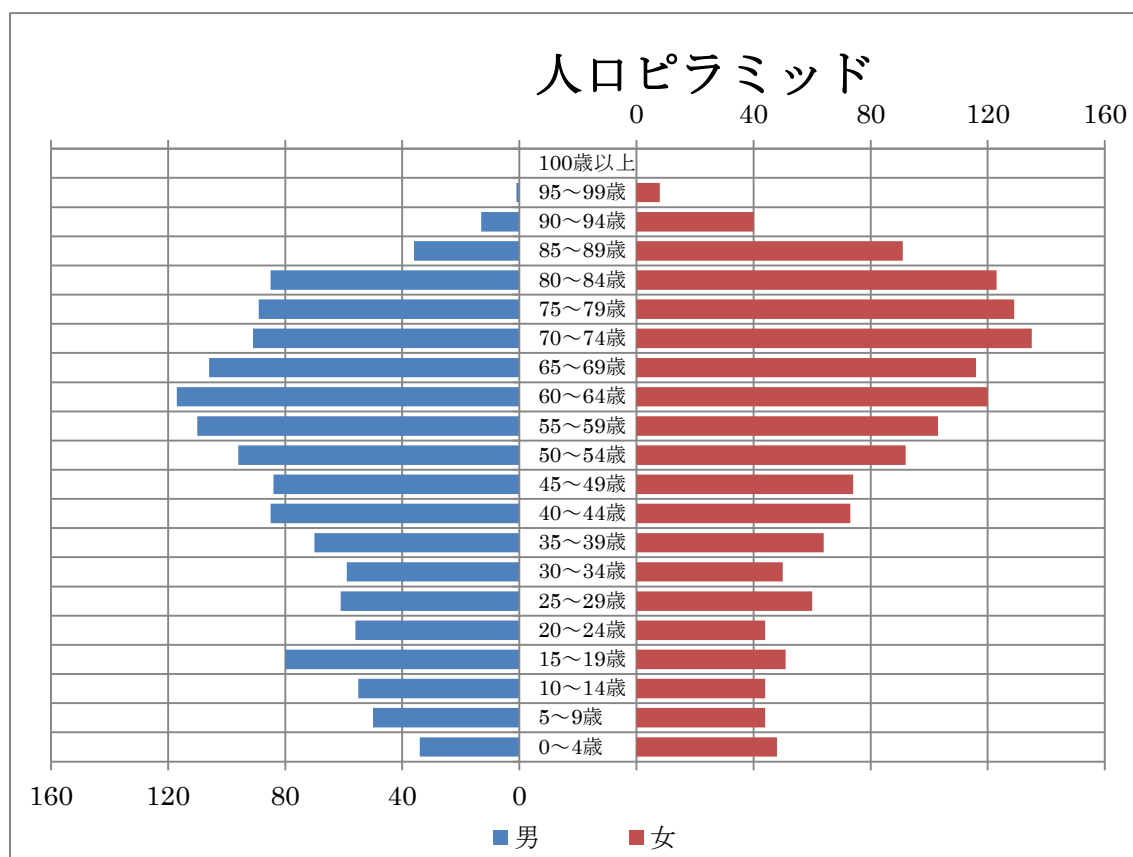
住民同士の助け合いやつながりが強いまちではありますが、近年高齢者の問題だけでなく、子育ての問題、若者等のひきこもりの問題や家族関係の問題等、地域の課題が複雑化・多様化しています。

人口 住民基本台帳 (H25. 12. 31)

総人口	2,887 人
総世帯数	1,316 世帯
65 歳以上独居世帯	291 世帯
1 世帯当たりの人員数	2.19 人
人口密度	440 人／㊦

65歳以上	1,072人
男性	422人
女性	650人
高齢化率	37.13%
65歳～74歳	456人
男性	200人
女性	256人
75歳以上	616人
男性	222人
女性	394人

人口ピラミッド 住民基本台帳 (H25. 12. 31)



介護認定の状況 (H25. 12. 31 現在)

認定者数	1号	2号
要支援1	21人	0人
要支援2	15人	1人
要介護1	36人	1人
要介護2	33人	0人
要介護3	30人	2人
要介護4	15人	0人
要介護5	19人	1人

手帳の交付状況 (H25. 12. 31)

身体障害者手帳	236人 (男性117人、女性119人)
療育手帳	25人 (男性15人、女性10人)
精神障害者保健福祉手帳	10人 (男性6人、女性4人)

子どもの状況 (H25. 12. 31)

中学生以下の子どもの総数	273人
田野保育所	19人
田野幼稚園	48人
田野小学生	112人
田野中学生	42人

第2章 田野町地域福祉計画・田野町地域福祉活動計画

本計画の基本理念「みんなで支え合い、助け合い、あたたかな『交流のまち田野』」の実現に向けて、以下の施策体系に基づく地域福祉の推進に取り組みます。

<基本理念>

みんなで支え合い、助け合い、あたたかな「交流のまち田野」

基本目標・施策の展開

基本目標 1 誰もが安心して楽しく暮らせる地域づくり

(1) 安心して暮らせるまちづくりを推進します

(2) 災害に強いまちづくりを推進します

(3) 自分らしくいきいき暮らせるまちづくりを推進します

基本目標 2 元気で支え合うぬくもりのある地域づくり

(1) 健康福祉のまちづくりを推進します

(2) 地域のつながり、支え合いの強化を推進します

基本目標 3 つながるネットワークづくり

(1) 関係機関との連携を強化します

◎基本方針

安心して暮らせるまちづくりを推進します

①地域の見守り体制の強化

②地域生活の支援

③情報の提供

地域で取り組みます
<p>○近所や地域に住む者同士、あいさつなどお互いに声掛けしよう。</p> <p>○困っている人や気になる人がいたら、民生委員や役場、社会福祉協議会などへつなげよう。</p> <p>○同じ地域に住む者同士、お互いさまの気持ちを持ち、できる範囲で支え合いをおこない、譲り合いの気持ちを持って、安心して暮らせる地域をつくろう。</p>
社会福祉協議会で取り組みます
<p>○高齢者世帯など必要と思われる方への緊急連絡カードの設置と状況に応じた更新を行い、普段の見守りや緊急時対応の推進を図ります。</p> <p>○福祉団体や専門機関との協働を推進することにより、共に支え合い助け合うことで地域の見守り体制の整備を図るとともに、社会福祉協議会がその拠点となり、地域見守りサポーター「地域福祉ネットワーク推進会」の充実と人材育成に努めます。</p> <p>○住民主体の福祉サービスの実施推進を支援します。社会福祉協議会の行っている居宅介護支援事業の運営や配食サービスなどの福祉サービス、権利擁護などの日常生活自立支援事業などを充実させるとともに情報発信にも努めます。</p>
町で取り組みます
<p>○民生委員や地域住民と協力した見守り活動の推進を行い、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれない、安全に安心して暮らせるまちづくりに努めます。高齢者世帯へ緊急通報装置を貸与し、緊急時の通報体制を整えるとともに、社会福祉協議会や中芸広域連合、医療機関、ケアマネジャー等との連携を図り日常生活の不安を軽減できるよう努めます。</p> <p>○子育てしやすい環境づくり、子育てに関する情報の発信に努めます。</p> <p>○外出支援や在宅の生活支援などを行い、高齢者等の在宅生活の支援を行います。また、福祉サービスや成年後見制度等の情報提供を行います。</p>

◎基本方針

災害に強いまちづくりを推進します

①支援体制づくり

②情報の提供

地域で取り組みます
<p>○自主防災組織や地区会の活動に普段から積極的に協力しよう。</p> <p>○普段から近所の人に挨拶など声かけを行ったり、地区活動などで交流を深め、いざというときお互い助け合うことができる関係づくりに努めよう。</p> <p>○家族で避難場所を確認したり、電話などが使えなくなった時どうやってお互い連絡をとりあうか話し合っておこう。また、学校や施設といった避難場所はどこなのか知っておこう。</p>
社会福祉協議会で取り組みます
<p>○要配慮者への緊急連絡用として、「対象者ネットワーク台帳」を整備し、要配慮者の把握をおこなってきました。改正災害対策基本法により、町において避難行動要支援者名簿が作成され、情報提供されることとなったことから、自主防災組織や民生委員等の避難行動支援関係者ととともに、名簿を活用した避難行動要支援者の個別支援計画の策定を推進します。</p> <p>○「中芸地区災害ボランティアセンター運営」の整備体制づくりを進めるとともに情報提供にも努めます。</p>
町で取り組みます
<p>○避難行動要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者に提供するとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定を支援します。また、自主防災組織や消防団との連携に努めます。</p> <p>○住宅の耐震化や避難所や避難マップ等の情報提供を行います。また、地震だけでなく台風などの風水害時の対応についても周知を行います。</p>

◎基本方針

自分らしくいきいき暮らせるまちづくりを推進します

①生きがいづくり

②生活の困りごとを解決できる地域づくり

地域で取り組みます
○地域の困っている人の手助けを一人ひとりができる範囲でやろう。また困っていることを地域で共有し解決方法について考えよう。 ○趣味やボランティアなど、生きがいをみつけよう。
社会福祉協議会で取り組みます
○総合相談など相談支援体制の充実を図ります。 ○経済的に困っている世帯へ生活福祉資金の貸付を行います（県社協関連、要審査）。 ○地域住民の憩いと安らぎの拠点施設として、「老人福祉センター」の利活用を図るとともに、生きがい教室を開設します。 ○コミュニティソーシャルワーク*機能を充実させることにより、既存の福祉サービスだけでは対応しきれない課題に取り組んでいきます。また、地域における福祉活動を支える人材づくりにも取り組みます。
町で取り組みます
○社会参加の場や交流できる場づくりなどを行い、住民がいきいきと生活できる町をめざします。 ○住民が住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、相談支援体制の充実に努めます。また、民生委員等と連携し福祉制度の谷間にある支援を必要とする人へ支援できるよう努めます。

*コミュニティソーシャルワーク：地域において支援を必要とする人々の生活圏や人間関係等環境面を重視した援助を行うと共に、地域を基盤とする支援活動を発見して支援を必要とする人に結び付けたり、新たなサービスを開発したり、公的制度との関係を調整したりすることを目指すものです

◎基本方針

健康福祉のまちづくりを推進します

①住民が主体となる活動の強化

地域で取り組みます
○自分の地域はまず自分たちで良くしていくことを目標に、地域の困りごとについては、解決できることを地域で考えてみよう。 ○健康であることは生活の基本です。健診を受診して自分の体の状態の確認や体操教室などに参加し、自分の体の機能の維持などを行い、自分や家族の健康維持・増進について考えよう。 ○地区活動に積極的に参加しよう。
社会福祉協議会で取り組みます
○サロン事業や配食サービス事業など、健康維持や介護予防の事業を充実させます。 ○学校や地域での福祉教育活動を通して、心と体の健康意識の向上に努めます。 ○地域での見守り活動や声掛け活動を推進することにより、地域のつながりを深めます。また、地域や住民の健康を維持できる活動を応援します。
町で取り組みます
○パワーリハビリなどの介護予防事業を推進します。また、百歳体操教室などの住民が主体となった地域での介護予防事業を推進します。 ○健康意識の向上を図ります。 ○未来の地域を担う子どもたちや地域住民へ、お互いに支え合うあたたかな地域社会の醸成のための福祉教育の推進に努めます。

◎基本方針

地域のつながり、支え合いの強化を推進します

- ①交流の場の活性化
- ②地域をつなぐネットワークの充実
- ③子育て支援
- ④地域福祉活動の活性化

地域で取り組みます
<p>○困っている人に気がいたら、民生委員や役場、社会福祉協議会などへつなげよう。</p> <p>○子どもが犯罪や事故に巻き込まれないよう、見守りや声かけなどを行い、近所や地域で子どもの安全を守ろう。</p> <p>○子育てで困っている人や気になる人を見かけたら、声かけを行おう。専門的なアドバイスが必要であれば、民生委員や役場などにつなげよう。</p> <p>○積極的にボランティア活動に参加しよう。</p>
社会福祉協議会で取り組みます
<p>○援助を必要としている方に対し、近隣の方々が見守り活動や援助活動を行う小地域福祉ネットワーク活動の推進と、その調整を行うコミュニティソーシャルワーク機能の充実に努めます。</p> <p>○サロン活動を充実させることにより交流の場づくりを推進します。地域福祉活動を実践する人材の育成に努めます。</p> <p>○ボランティア活動への支援、協力、助成などを行う、ボランティアセンター事業の機能強化に努めます。また、広報活動にも努めます。</p>
町で取り組みます
<p>○地域サロン事業への支援を行います。</p> <p>○広報等による福祉の意識啓発を行います。地域のイベントや健康福祉事業等への地域住民の参加の呼びかけを行い地域住民同士の交流の促進に努めます。</p> <p>○子どもが犯罪に巻き込まれないよう、子どもの安全確保に努めます。また、核家族や共働き世帯の増加により需要が高まってきている子どもの放課後の居場所づくりを行います。子育て情報や相談支援体制窓口の広報を行います。</p> <p>○地域福祉の担い手となる、地域住民のボランティア活動がさらに活性化するように社会福祉協議会を支援します。また、広報活動についても行います。</p>

◎基本方針

関係機関との連携を強化します

①専門職のネットワークの活用

②情報共有

地域で取り組みます
○気になることや気になる人がいるときには、社会福祉協議会や役場に相談や連絡をしよう。
社会福祉協議会で取り組みます
○地域福祉を推進するため、福祉団体や専門機関、NPO 等との協働の推進に努めます。
町で取り組みます
○住民が地域で安心して暮らせるよう、役場や社会福祉協議会、中芸広域連合だけでなく、ケアマネジャーや医療関係者、ケースワーカー、介護職員、教育委員会、学校、民生委員等既存の専門職のネットワークをうまく活用して、お互いに情報共有を図り、住民を円滑に支援できるように努めます。

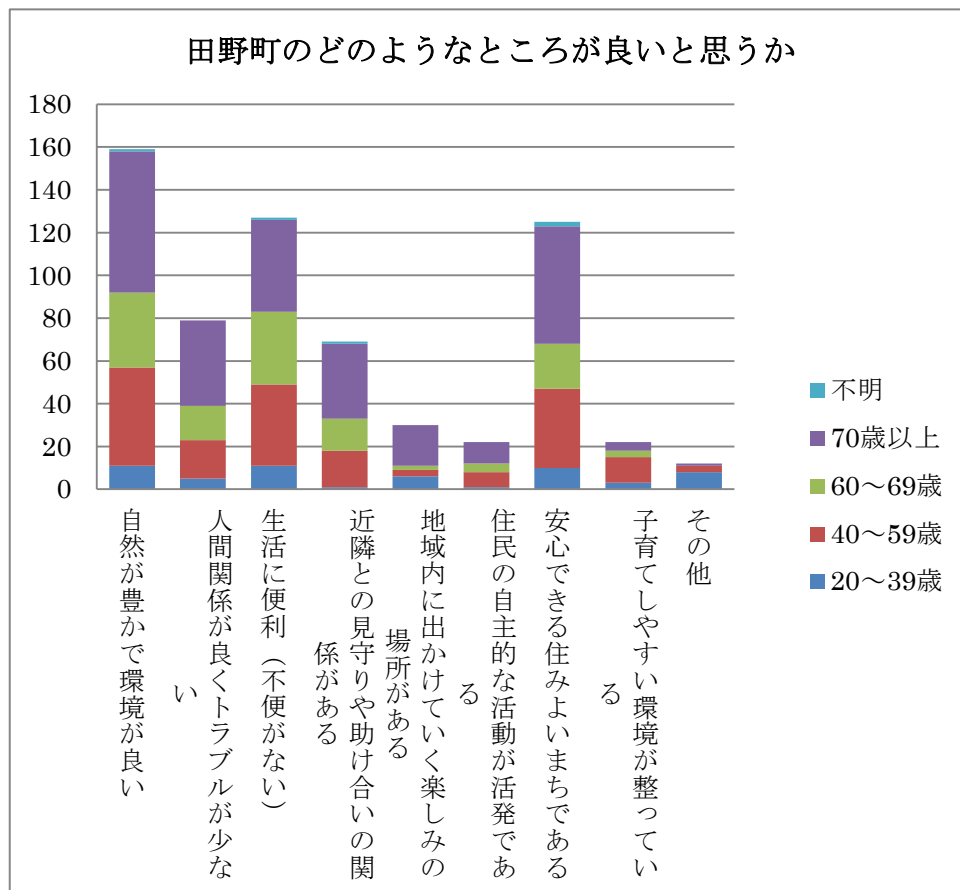
《資料編》

田野町の「地域福祉」を考える住民アンケート結果について

地域福祉計画のアンケートを平成 25 年 9 月に行い、333 名の方から回答をいただきました。

問) 田野町のどのようなところが良いと思いますか？

一番多い回答が自然が豊かで環境が良いで 159 人、次いで生活に便利（不便がない）127 人、安心できる住みよいまちである 125 人、人間関係が良くトラブルが少ない 79 人となっています。

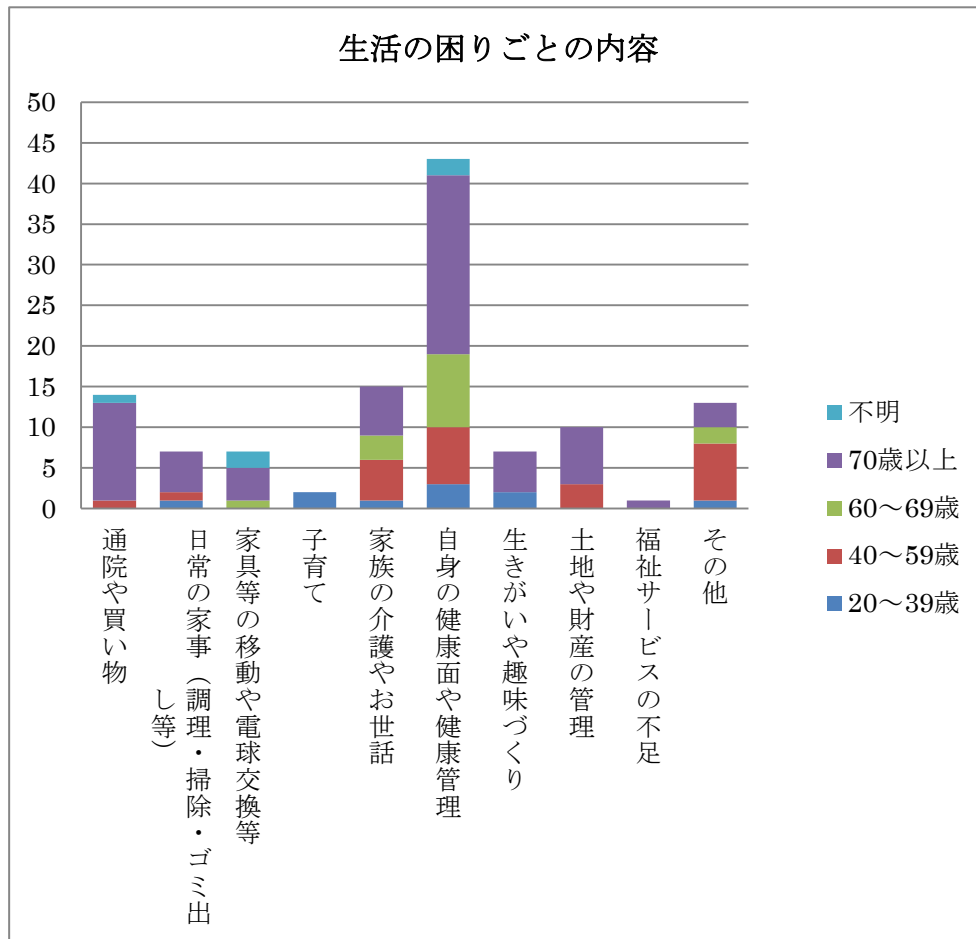


問) 現在生活の困りごとにはありますか？

62 名があると回答、うち 30 人は 70 歳以上でした。

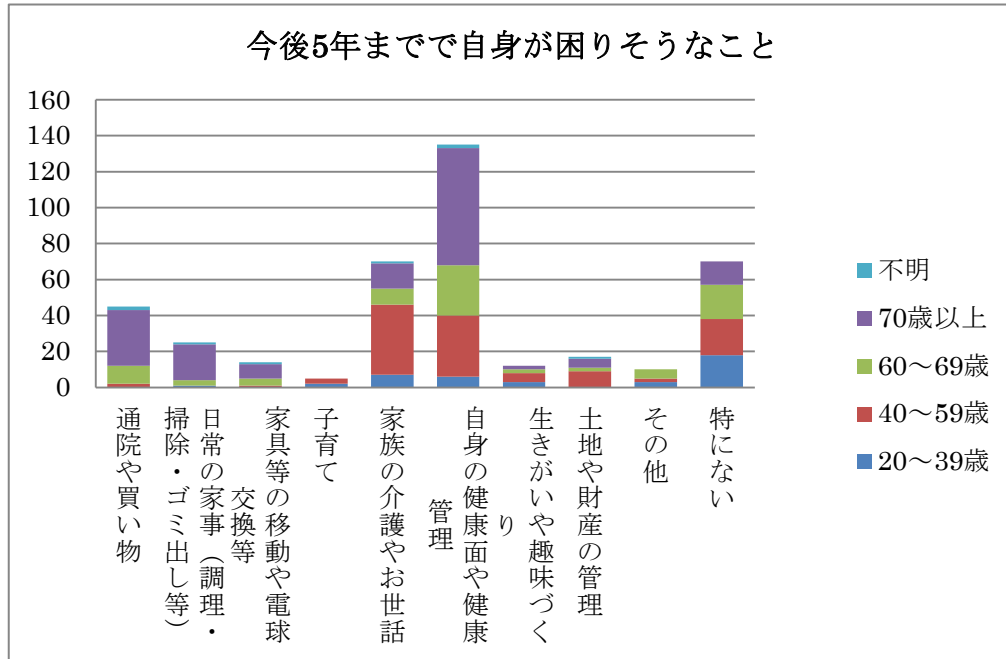
困っている内容は、自身の健康面や健康管理が最多で 43 人、次いで家族の介護やお世話 15 人、通院や買い物 14 人となっています。

その他の意見では、仕事に関することが 4 人、住宅に関することが 3 人、買い物できる店が遠い、認知症のこと等がありました。

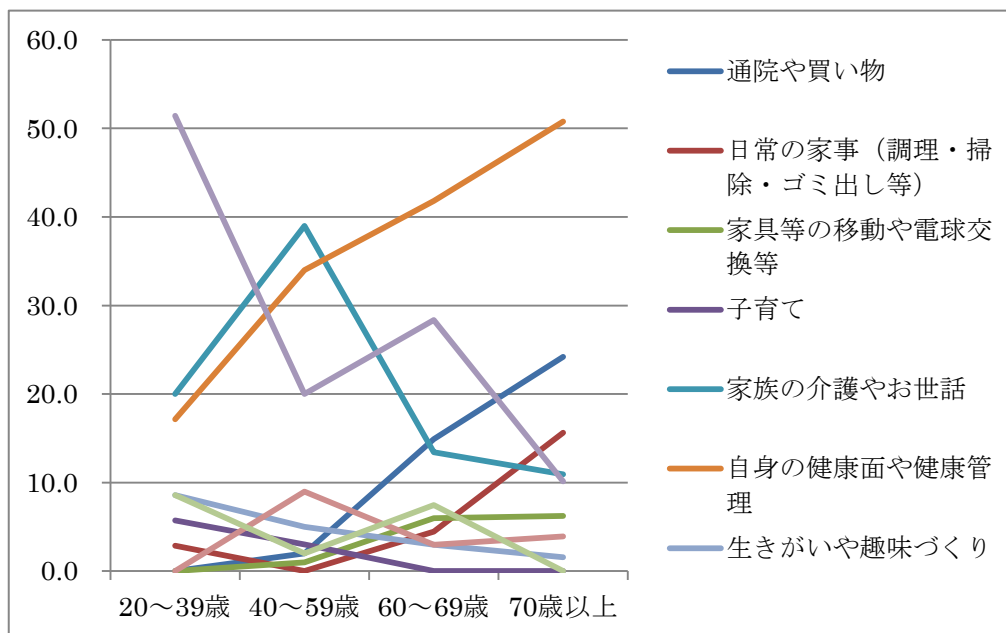


問) 今後5年くらいまでで自身が困りそうなことや不安に感じることは

一番多かったのが、自身の健康面や健康管理で135人、次いで家族の介護やお世話70人、通院や買い物45人でした。また特にない方も70人いました。その他の意見では、南海トラフ地震のことや、仕事について、住宅について意見がありました。

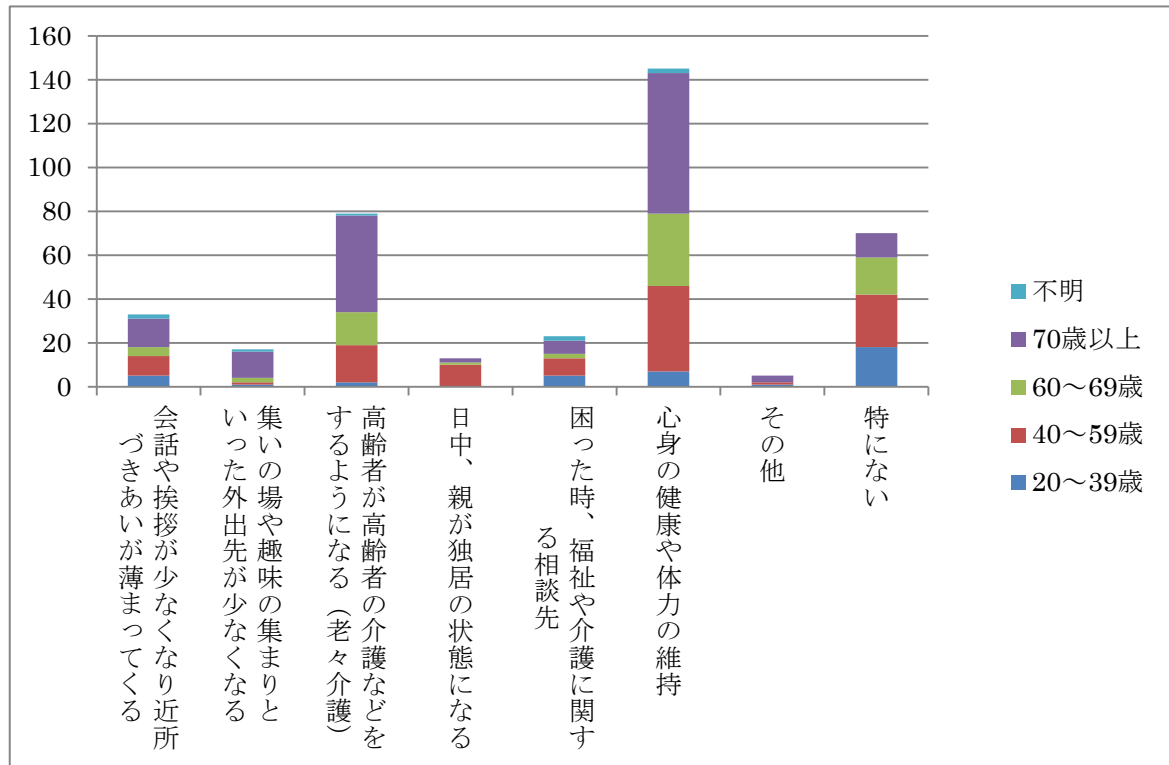


年代別アンケート回答者数に対する項目を挙げた方の割合(以下「回答者の割合」という。)でとった場合、自身の健康面は高齢になるにつれ上昇します。また、介護については、高齢な親を持つ40~59歳台の割合が他の世代より高くなっています。

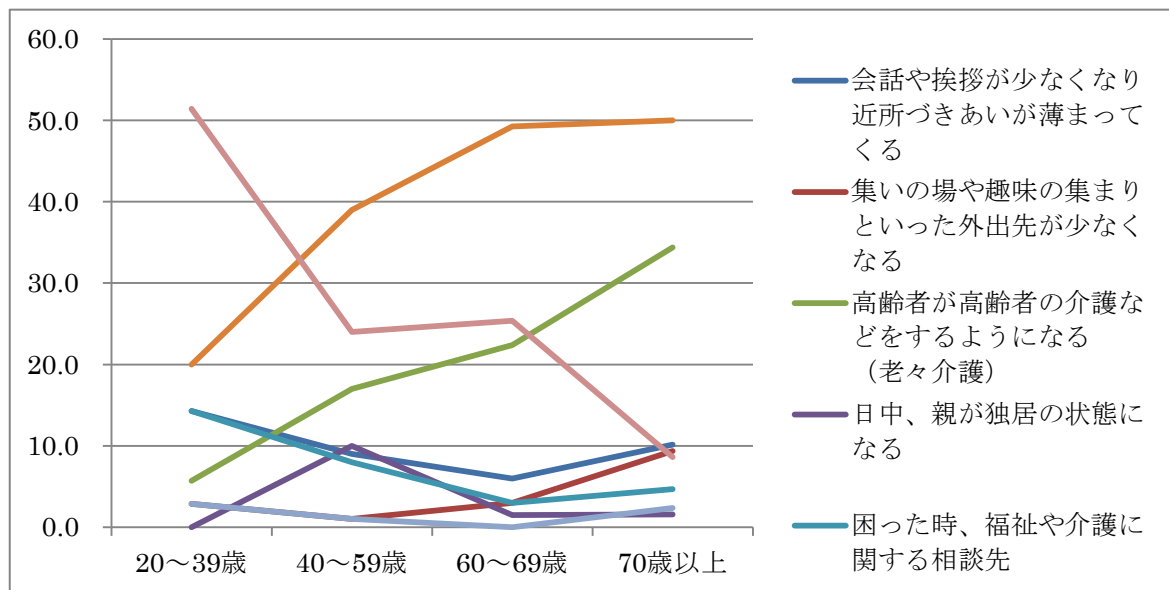


問) 今後5年くらいまでで世帯で困りそうなことや不安に感じることは

心身の健康や体力の維持で145人、老々介護が79人でした。特にないと答えた方は70人でした。その他の意見では、病気や夜間の救急についての不安等がありました。



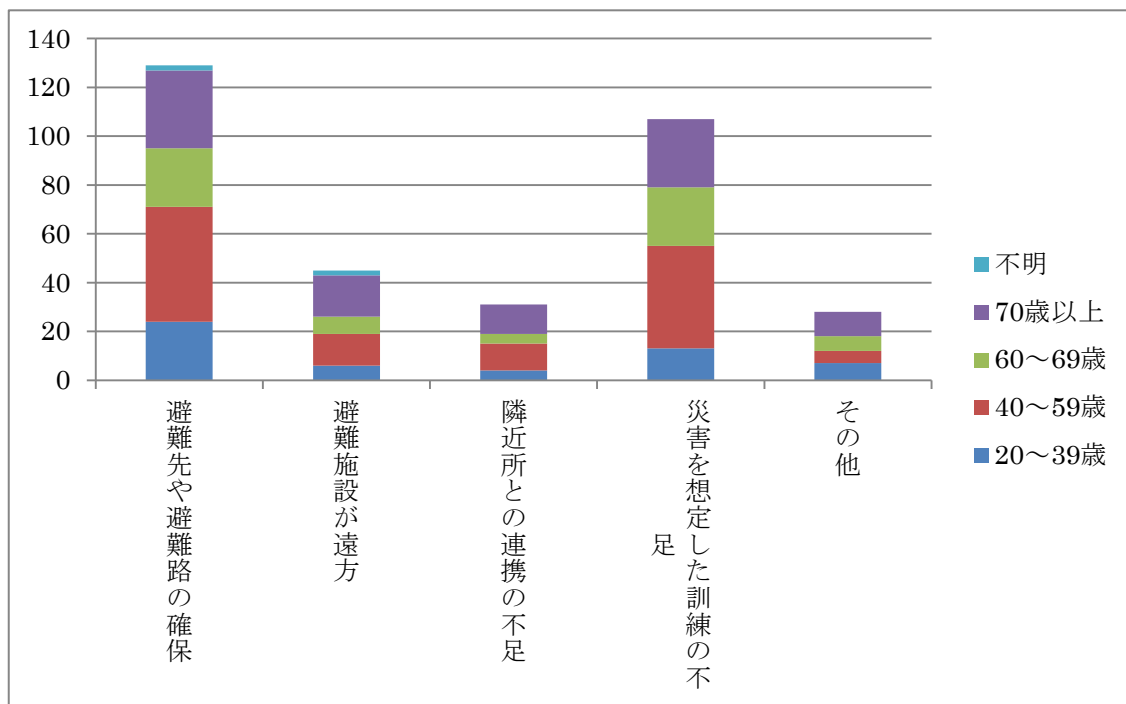
回答者の割合でとった場合、健康問題については高齢になると約半数が将来不安であると回答し、介護についても年齢が上がるにつれ不安であると回答する方が増えています。



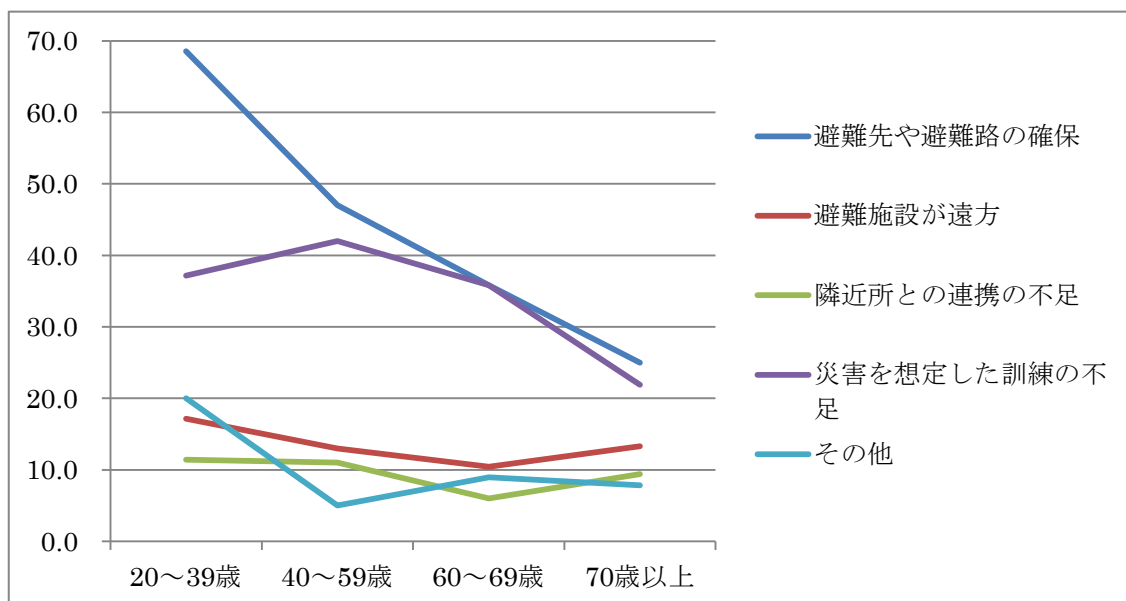
問) 災害の対応で今不安に感じていることはどのようなことか？

避難先や避難路の確保が一番多く 129 人、次いで災害を想定した訓練の不足 107 人、避難施設が遠方 45 人という結果でした。

その他の意見では、家屋の耐震性能についての不安や自身の身体的な問題で避難ができるのかという不安が多数上げられ、関心の高さがうかがわれます。なかには避難路を複数考えているが、どの経路も道が細く古い家もあり地震の倒壊で避難が困難になるのではないかという具体的な意見もありました。

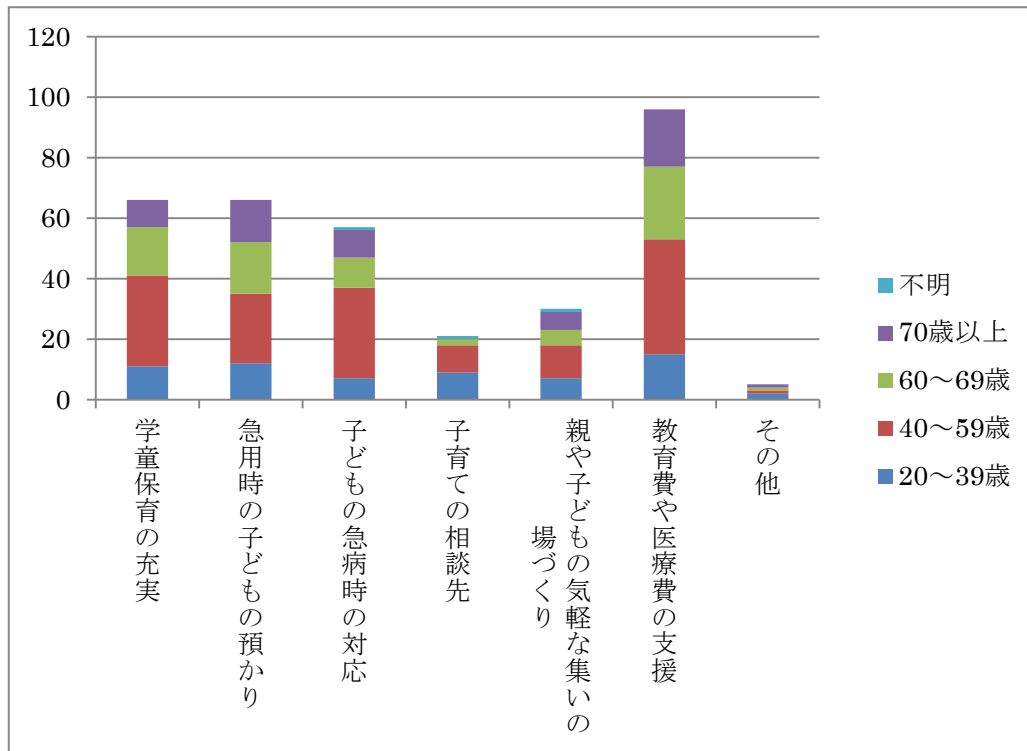


回答者の割合でとった場合、若い世代の災害対応への関心の高さがうかがえます。

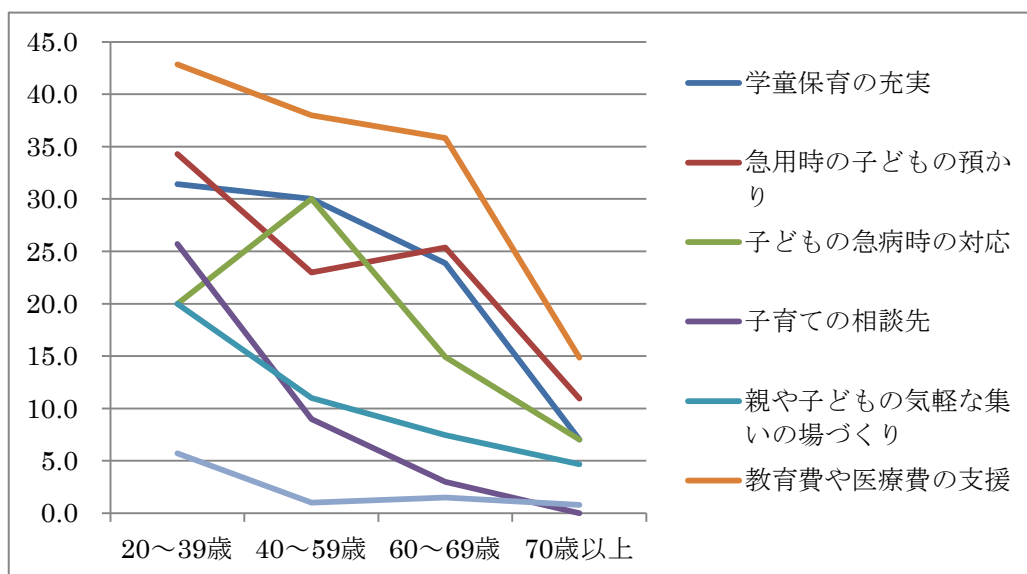


問) 子育て支援であったらいいと思う支援は

一番多い意見は、教育費や医療費の支援で 96 人、次いで学童保育（放課後子ども教室）の充実、急用時の子どもの預かりで 66 人、子どもの急病時の対応 57 人です。



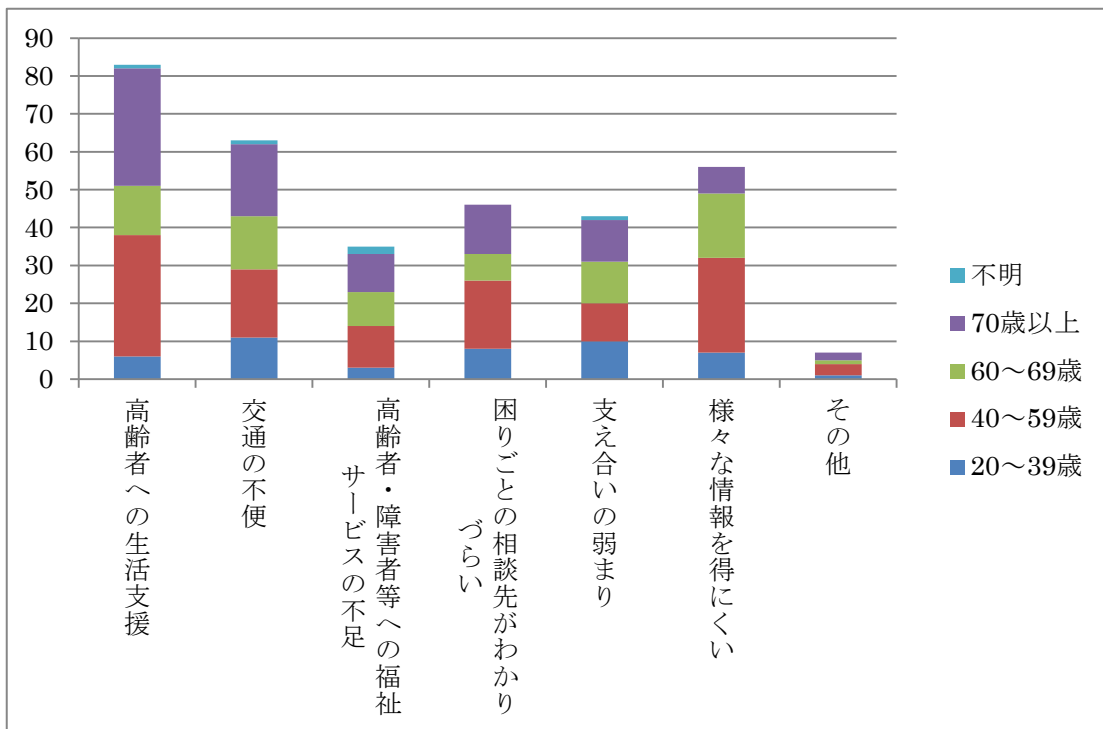
回答者の割合でとった場合、子育てに携わっている世代の関心が高く経済的な支援や、子どもの居場所についての支援を求める声が高いです。



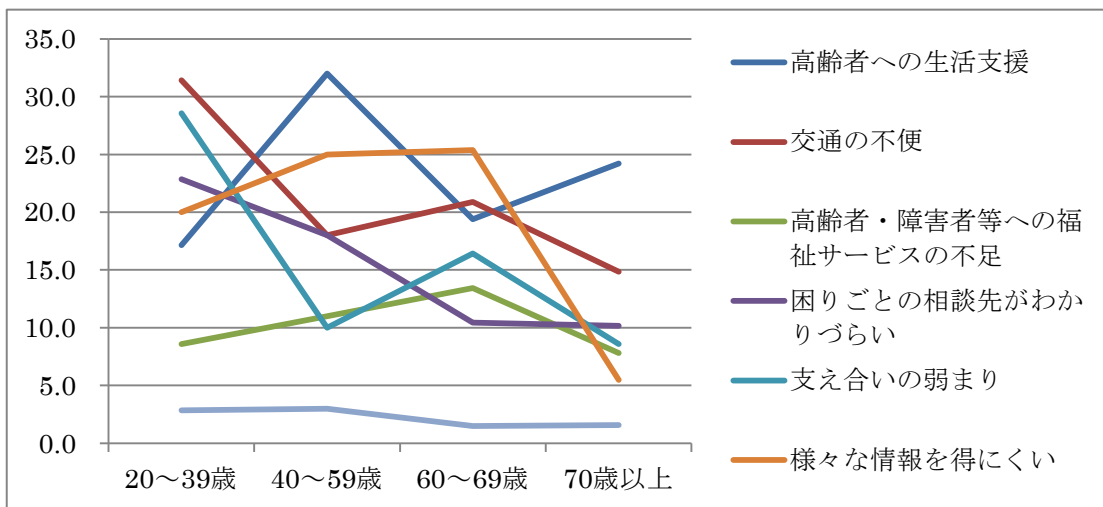
問) 生活全般において地域で課題であると感じることは

高齢者への生活支援が最多で 83 人、交通の不便が 63 人、情報を得にくいが 56 人
 となっています。

その他の意見では、バリアフリー化や交通の支援、若者定住、地域の活力の向上
 などについての意見がありました。



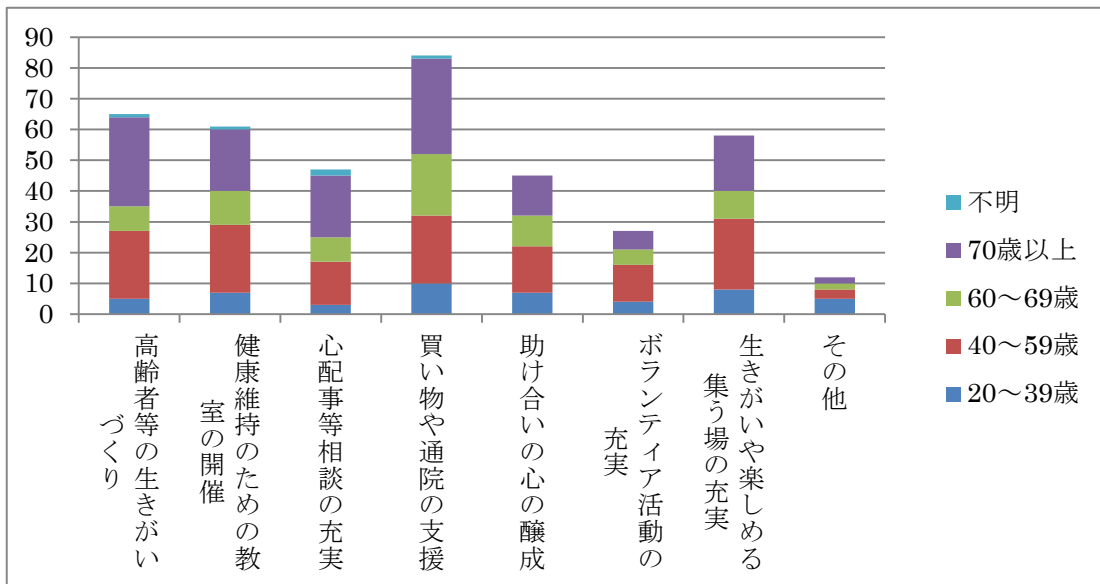
回答者の割合でとった場合、高齢者の生活支援について 40~59 歳の高齢者の親を
 持つ世代が地域の課題であると感じているようです。また、70 歳以下の世代が様々
 な情報を得にくいと感じているようです。



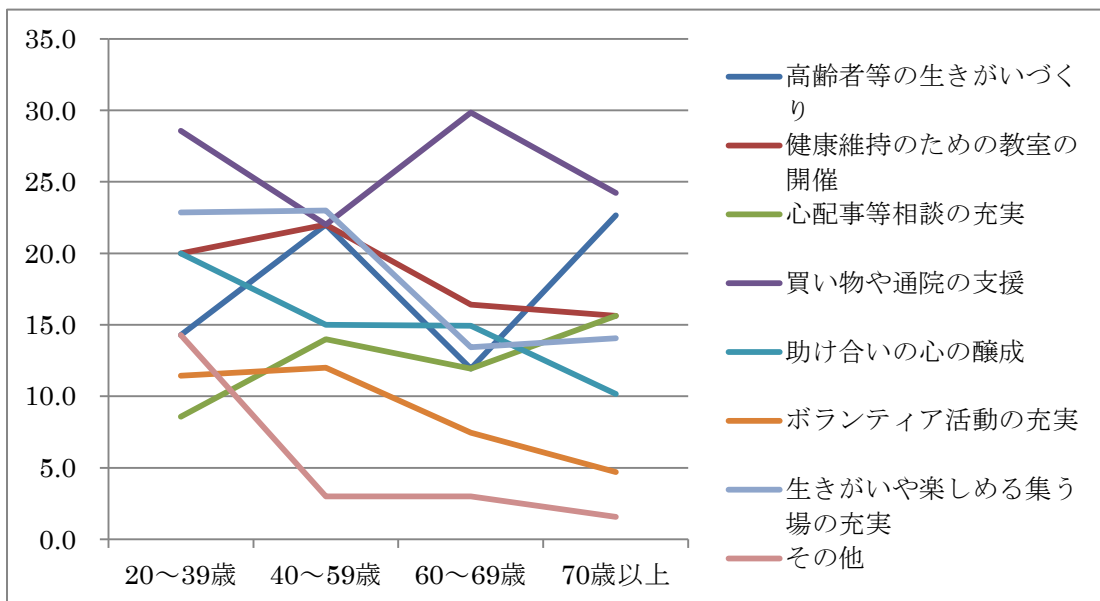
問) 今後この田野町で生活を続けていくためにあったらよいと思うことは

買い物や通院の支援が最多で 84 人、次いで高齢者の生きがいがづくり 65 人、健康維持のための教室の開催 61 人、生きがいや楽しめる集う場の充実で 58 人となっています。

その他の意見では、子育て支援の充実や介護保険サービスで担うことができない部分の支援、地域の活力等の意見がありました。



回答者の割合でとった場合、買い物等の日常生活の支援を望む割合は全世代で高くなっています



田野町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づき、田野町地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、田野町地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他町長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他地域福祉に関し、識見を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が完了するまでとし、任期中の委員の交代に伴う後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 副委員長は、各委員の承認を得て、委員長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 計画の策定に当たり、専門的知識を有する者（アドバイザー）を置くことができる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 委員会の円滑な運営及びその所掌事務に係る特定の事務について調査審議し、委員会に付する事項を検討するため作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は公布の日から施行する。

(召集の特例)

2 最初に召集される委員会は、第6条の規定に関わらず町長が招集する。

地域福祉計画策定委員

川田正史（行政職員）

河田角栄（町議会議員、まちづくり厚生委員長）

清岡恵美（民生委員、地域サロンボランティア）

須藤史代（NPO 法人職員）

岸野幸四郎（社会福祉協議会理事）

濱川正晃（社会福祉協議会理事）

西岡ミツ子（社会福祉協議会理事）

濱口友右衛門（社会福祉協議会理事、民生委員）

基本目標	基本方針	基本施策	地域の取組	社協の取組	町の取組	
誰もが安心して 楽しく暮らせる 地域づくり	安心して暮らせるまちづくりを推進します	地域の見守り体制の強化	地域でのあいさつや声かけをしよう	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡カード設置の推進 福祉団体との協働の推進 支え合いの人材育成 	<ul style="list-style-type: none"> 消防や医療機関等との連携 緊急通報装置の設置 行政・民生委員・地域が連携した見守りネットワークの構築 	
		地域生活の支援	お互いさまの気持を持ち支え合いをおこなったり、譲り合いの気持ちをもって、安心して暮らせる地域をつくらう	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活自立支援事業の実施 住民主体の福祉サービスの実施 配食サービス事業 各関係機関との連携 居宅介護支援事業所の運営 	<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関との連携 外出支援 在宅で重度の介護者を介護する家族への支援 軽度生活支援事業 	
		情報の提供	困っている人や気になる人がいたら民生委員、役場、社協へつなげよう	<ul style="list-style-type: none"> 実施している福祉サービスや事業の情報提供 福祉サービスの情報収集・提供 権利擁護に関する制度の広報活動の充実 広報の充実と評価 	<ul style="list-style-type: none"> 実施している福祉サービスや事業の情報収集及び提供 権利擁護、成年後見制度の周知 高齢者への消費者被害や交通事故の防止啓発 	
	災害に強いまちづくりを推進します	支援体制づくり	お互い助け合うことのできる関係づくりにつとめよう	<ul style="list-style-type: none"> 緊急連絡カード設置の推進 災害ボランティア講座の開催 災害ボランティアセンターの体制づくり 避難行動要支援者への個別計画策定の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者台帳の作成 自主防災組織、消防団との連携 避難行動要支援者への個別計画策定の支援 	
		情報の提供	自主防災組織や地区の活動に積極的に参加しよう	<ul style="list-style-type: none"> 広報での情報提供 社協事業や会議を通じた情報の周知 	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の耐震化補助金などの制度の周知 災害時の対応方法の周知 要援護者の情報の集約 避難所やマップ等の情報提供 	
	自分らしくいきいき暮らせるまちづくりを推進します	生きがいつくり	趣味やボランティアなど生きがいをみつけよう	<ul style="list-style-type: none"> 老人福祉センター生きがいつくり健康教室事業 各種団体事業 シルバー人材事業 	<ul style="list-style-type: none"> 社会参加の場づくり 交流できる場づくり 地域での取組の支援 	
		生活の困りごとを解決できる地域づくり	困っている人をみつけたら地域で共有し解決方法を考えてみよう	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティソーシャルワーク機能の充実 地域福祉活動を支える人材づくり 生活福祉資金の貸付 総合相談・相談支援体制の充実 福祉制度の谷間にある要支援者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 相談支援体制づくり 福祉制度の谷間にある要支援者への支援 	
	元気で支え合う ぬくもりのある 地域づくり	健康福祉のまちづくりを推進します	住民が主体となる活動の強化	地区で実施している百歳体操の教室に参加しよう 健診を受診して健康管理をしよう	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業の推進 学校や地域での福祉教育の実施 多様なニーズにこたえる住民参加型福祉活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防事業の推進 住民の健康意識の向上 百歳体操教室などの地域での健康づくりの推進 地域での見守り、声かけ活動の促進
		地域のつながり、支え合いの強化を推進します	交流の場の活性化	地区活動や地区で行うサロン活動へ参加しよう	世代間交流事業の推進	地域サロン事業への支援
			地域をつなぐネットワークの充実	困っている人がいたら民生委員、役場、社協へつなげよう	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティソーシャルワーカーの配置 小地域福祉ネットワーク活動の推進 地域福祉活動を実践する人材の育成 	<ul style="list-style-type: none"> 広報等による住民への意識啓発 イベント等を通じた地域住民の交流促進
子育て支援			子どもへの声かけや見守りをしよう	<ul style="list-style-type: none"> 修学資金 子どもの通学の見守り 	<ul style="list-style-type: none"> 子育て環境の充実 子どもの安全確保 子育て情報の周知 	
地域福祉活動の活性化			地区活動やボランティア活動に参加しよう	<ul style="list-style-type: none"> ボランティアセンター事業の推進、機能強化 ボランティア活動への支援、助成 広報活動 	<ul style="list-style-type: none"> 地域でのボランティア活動の拡充 広報活動 	
つながるネットワークづくり	関係機関との連携を強化します	専門職のネットワークの活用	気になる人がいたら社協や役場に連絡しよう	ネットワークへの参画	<ul style="list-style-type: none"> 既存のネットワークを充実させ、連携の幅を広げる 相互の取り組みの理解 	
		情報共有		相互理解と社協事業の周知	<ul style="list-style-type: none"> 多職種との情報共有の場づくり 効果的な情報共有の形づくり 	